

1. 2-ジクロロエタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.04
1. 1-ジクロロエチレン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.4
1. 4-ジオキサン	mg/リットル		0.05未満			0.05未満												0.5
1. 1. 1-トリクロロエタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												3
1. 1. 2-トリクロロエタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.06
1. 3-ジクロロプロペン	mg/リットル		0.002未満			0.002未満												0.02
チウラム	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.06
シマジン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.03
チオベンカルブ	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.2
ベンゼン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満												0.1
セレン	mg/リットル		0.01未満			0.01未満												0.1
ほう素	mg/リットル		0.6			0.6												10
ふっ素	mg/リットル		0.8未満			0.8未満												8
アンモニア性窒素	mg/リットル		12			21												—
亜硝酸性窒素	mg/リットル		0.1未満			0.1												—
硝酸性窒素	mg/リットル		1.2			0.2												—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/リットル		6			9												(アンモニア性窒素×0.4)+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素=100
ダイオキシン類	pg/リットル					0.011												10

*最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

第2期最終処分場に係る浸出水について(平成28年度)

測定項目及び単位	測定月日	4月21日	7月25日	10月11日	12月27日	1月12日											排水基準値
		(最終処分基準省令)															
水素イオン(PH)			7.3			7.2											5.8以上8.6以下
生物学的酸素消費量(BOD)	mg/リットル	6	19	6		11											60
化学的酸素消費量(COD)	mg/リットル	6	4	5		5											90
浮遊物質(SS)	mg/リットル	12	9	17		10											60
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/リットル		1未満			1未満											5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/リットル		1未満			1未満											30
フェノール類	mg/リットル		0.05未満			0.05未満											5
銅	mg/リットル		0.1未満			0.1未満											3
亜鉛	mg/リットル		0.1未満			0.1未満											5
溶解性鉄	mg/リットル		0.1未満			0.1未満											10
溶解性マンガン	mg/リットル		0.4			0.5											10
全クロム	mg/リットル		0.1未満			0.1未満											2
大腸菌群	個/立法cm		30未満			30未満											日平均3000
全窒素	mg/リットル		4			3											120(日平均60)
全リン	mg/リットル		0.1			0.2											16(日平均8)
カドミウム	mg/リットル		0.003未満			0.003未満											0.1
全シアン	mg/リットル		0.1未満			0.1未満											1
有機リン	mg/リットル		0.1未満			0.1未満											1
鉛	mg/リットル		0.01未満			0.01未満											0.1
六価クロム	mg/リットル		0.05未満			0.05未満											0.5
砒素	mg/リットル		0.01未満			0.01未満											0.1
総水銀	mg/リットル		0.0005未満			0.0005未満											0.005
アルキル水銀	mg/リットル		不検出			不検出											不検出
PCB	mg/リットル		0.0005未満			0.0005未満											0.003
トリクロロエチレン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.3
テトラクロロエチレン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.1
ジクロロメタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.2
四塩化炭素	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.02
1. 2-ジクロロエタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.04
1. 1-ジクロロエチレン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.4
1. 4-ジオキサン	mg/リットル		0.05未満			0.05未満											0.5
1. 1. 1-トリクロロエタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											3
1. 1. 2-トリクロロエタン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.06
1. 3-ジクロロプロペン	mg/リットル		0.002未満			0.002未満											0.02
チウラム	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.06
シマジン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満											0.03

チオベンカルブ	mg/リットル		0.001未満			0.001未満										0.2
ベンゼン	mg/リットル		0.001未満			0.001未満										0.1
セレン	mg/リットル		0.01未満			0.01未満										0.1
ほう素	mg/リットル		0.8			0.7										10
ふっ素	mg/リットル		0.8未満			0.8未満										8
アンモニア性窒素	mg/リットル		2.2			1.8										—
亜硝酸性窒素	mg/リットル		0.3			0.2										—
硝酸性窒素	mg/リットル		0.9			1.8										—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/リットル		2			3										(アンモニア性窒素×0.4)+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素=100
ダイオキシン類	pg/リットル					2.5										10

*最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

第3期最終処分場に係る浸出水について(平成28年度)

測定項目及び単位	測定月日	4月21日	5月19日	6月15日	7月25日	8月8日	9月6日	10月11日	11月7日	12月5日	12月27日	12月5日	1月12日	2月6日	3月2日	排水基準値 (最終処分基準省令)
水素イオン(PH)		7.8	7.6	7.2	7.4	7.5	7.7	7.5	7.4	7.6		7.6	6.9	7.7	7.5	5.8以上8.6以下
生物学的酸素消費量(BOD)	mg/リットル	5	5	3	6	6	4	4	4	3		3	3	4	4	60
化学的酸素消費量(COD)	mg/リットル	5	4	5	4	5	5	5	5	5		5	5	6	6	90
浮遊物質(SS)	mg/リットル	1	1未満	1未満	2	1未満	1未満	2	1	1未満		1未満	1未満	1	2	60
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/リットル				1未満											5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/リットル				1未満											30
フェノール類	mg/リットル				0.05未満											5
銅	mg/リットル				0.1未満											3
亜鉛	mg/リットル				0.1未満											5
溶解性鉄	mg/リットル				0.1未満											10
溶解性マンガン	mg/リットル				0.3											10
全クロム	mg/リットル				0.1未満											2
大腸菌群	個/立法cm				30未満											日平均3000
全窒素	mg/リットル	4	6	3	4	3	3	3	3	4		4	4	4	4	120(日平均60)
全リン	mg/リットル				0.1未満											16(日平均8)
カドミウム	mg/リットル				0.003未満											0.1
全シアン	mg/リットル				0.1未満											1
有機リン	mg/リットル				0.1未満											1
鉛	mg/リットル				0.01未満											0.1
六価クロム	mg/リットル				0.05未満											0.5
砒素	mg/リットル				0.01未満											0.1
総水銀	mg/リットル				0.0005未満											0.005
アルキル水銀	mg/リットル				不検出											不検出
PCB	mg/リットル				0.0005未満											0.003
トリクロロエチレン	mg/リットル				0.001未満											0.3
テトラクロロエチレン	mg/リットル				0.001未満											0.1
ジクロロメタン	mg/リットル				0.001未満											0.2
四塩化炭素	mg/リットル				0.001未満											0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/リットル				0.001未満											0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/リットル				0.001未満											0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/リットル				0.001未満											0.4
1,4-ジオキサン	mg/リットル				0.05未満											0.5
1,1,1-トリクロロエタン	mg/リットル				0.001未満											3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/リットル				0.001未満											0.06
1,3-ジクロロプロパン	mg/リットル				0.002未満											0.02
チウラム	mg/リットル				0.001未満											0.06
シマジン	mg/リットル				0.001未満											0.03
チオベンカルブ	mg/リットル				0.001未満											0.2
ベンゼン	mg/リットル				0.001未満											0.1
セレン	mg/リットル				0.01未満											0.1
ほう素	mg/リットル				0.7											10
ふっ素	mg/リットル				0.8未満											8
アンモニア性窒素	mg/リットル				0.6											—
亜硝酸性窒素	mg/リットル				0.1未満											—
硝酸性窒素	mg/リットル				1.9											—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/リットル				2											(アンモニア性窒素×0.4)+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素=100
ダイオキシン類	pg/リットル									1.0						10

*最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

1. 2-ジクロロエタン	mg/トリス				0.0004未満												0.004
1. 1-ジクロロエチレン	mg/トリス				0.001未満												0.1
1. 2-ジクロロエチレン	mg/トリス				0.004未満												0.04
1. 4-ジオキサン	mg/トリス				0.005未満												0.05
塩化ビニルモノマー	mg/トリス	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			0.002
1. 1. 1-トリクロロエタン	mg/トリス				0.0005未満												1
1. 1. 2-トリクロロエタン	mg/トリス				0.0006未満												0.006
1. 3-ジクロロプロペン	mg/トリス				0.0002未満												0.002
チウラム	mg/トリス				0.0006未満												0.006
シマジン	mg/トリス				0.0003未満												0.003
チオベンカルブ	mg/トリス				0.002未満												0.02
ベンゼン	mg/トリス				0.001未満												0.01
セレン	mg/トリス				0.002未満												0.01
ダイオキシン類	pg/トリス										0.034						* 1
電気伝導度	mS/m	110	130	200	230	230	230	190	210	190		200	230	190			—
塩化物イオン	mg/トリス	220	240	530	570	500	570	400	510	360		490	580	420			—

* 最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

* 周縁地下水基準値1pg/トリス:ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(環境庁告示第68号、平成11年12月27日)